

情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年2月7日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号
住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

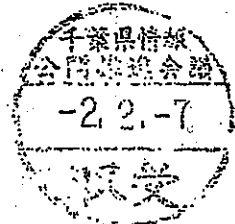
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☐千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☐千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

| | |
|-------|--|
| 意見の内容 | <p>審査情報課の職員の話では、千葉県情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県議会情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求であれ、情報提供であれ、CD-RやDVD-Rにより交付する場合には、少し前からパスワードをかけているとのことであり、実際に、交付されたものにもパスワードがかけられていた。</p> <p>しかし、パスワードをかけると、利用することに不便であり(ものによっては、DVD-RからPCにダウンロードしなければ利用できないものもあった。そうすると、PCの容量を圧迫してしまう。)、開示請求者側にはパスワードを覚えておく義務はないのに、いったん紛失してしまうと、永久に開示文書にアクセスできなくなってしまう。実際、アメリカ合衆国のFOIAでは開示されるCD-R等にパスワードをかけていないが、何ら支障は生じていない。</p> <p>したがって、開示請求者がパスワードをかけるよう希望すればパスワードをかけ、開示請求者がパスワードをかけるよう希望しなければパスワードをかけないことにすべきである。</p> |
|-------|--|

以上



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年2月13日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号
住所
氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
連絡先電話番号]

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

| | |
|-------|--|
| 意見の内容 | <p>千葉県総務部審査情報課相談調整班の■■■■氏(以下、■■■■という)は、令和2年2月13日夕方に申出人に対して電話連絡した際に、情報公開、情報提供、個人情報開示の開示文書の郵送料が納入通知書により支払えない旨を伝えた。それを受けて、申出人は、現に名古屋市では情報公開の開示文書の郵送料が納入通知書により支払うことができていることを伝え、他の自治体でもできているところがある旨も伝え、情報公開の開示文書の郵送料が納入通知書により支払えるようにするよう改善することを求めた。</p> <p>しかし、■■■■は、検討もしませんし変えませんと明言し、名古屋市の情報公開の所管課に聞くこともしない旨を明言したうえ、不服なら改善の意見書を出せばいい旨</p> |
|-------|--|



述べた。

■に言われたからではないが、これ以上現場に主権者の意見を伝えても無駄であると判断したことから茲に意見を述べる。

■によれば、郵送料が千葉県の歳入にすることはできないから、情報公開の開示文書の郵送料が納入通知書により支払うことができないとのことである。

しかし、情報公開の開示文書の郵送料が納入通知書により支払うことができている名古屋市等の自治体では、雑入、雑収入などとして納入通知書により支払うことができている。

さらに、■は、情報公開の開示文書の郵送料が納入通知書により支払えれば、支払う必要のない追加費用を支払うよう求めてきた。今回はレターパックライトでの送付であるから、郵送費用は370円であるが、普通郵便での郵送費用にあたる390円分を切手で提出するか、レターパックライト自体を提出するように求めてきた。レターパックライト自体を提出するとなると、その提出に係る郵送料が増大してしまう。レターパックライトの購入費用にあたる370円を超える費用が発生することになる。申出人は、郵送費用については、レターパックライトの購入費用にあたる370円であれば支払うが、それを超える郵送料は負担するつもりはない旨を■に伝えると、■は、それならば送付ができませんねと冷たく答

えた。

郵送料の提出方法としてレターパック自体の提出を可能とすることは、同封の郵便物の関係で郵送料がそもそも増大しない場合や開示請求者においてレターパックがたくさん余っているなどの事情でレターパックを使用したいとの意向があるなどの場合には、むしろ、これを認めるべきであるが、本件はそのような場合には当たらない。

■は、開示請求者で千葉県住民である申出人が行政に住民や制度利用者の意見を反映するよう具体的に意見を述べても、検討もしませんし変えませんと明言し、現にできている自治体の話をして改善の道筋を示しても、名古屋市の情報公開の所管課に聞くこともしない旨を明言するのは、住民本位の地方自治であるとは言い難く、民主主義、国民主権に明確に反する官僚主権そのものである。■の対応は、情報公開の制度趣旨や郵送料の負担を開示請求者に求める趣旨にも反する。

レターパックライト自体を提出することで増大した郵送料や、レターパックライトの購入費用にあたる370円を超える費用（差額分）の負担を求めることは、本来、その支払いが不要であるはずの費用を開示請求者に負担させるものであって、開示請求や開示実施の抑制ないし抑圧に当たるといふべきである。

開示請求者である申出人がレターパックライトの購入

費用にあたる370円を支払う以上、開示文書の交付義務が発生するのに、交付ができないとするのは開示義務違反であり、申出人の開示請求権ないし知る権利を侵害するものである。

また、本件開示請求対象文書が、現在、申出人が原告になっている、千葉県に対する住民訴訟で重要な証拠となるものであることから、このような対応がなされたものと疑わずにはいられない。

ましてや、千葉県情報公開条例を所管している審査情報課の相談調整班の職員が上記のような対応をすることは、悪質性が強く看過することができない。

したがって、情報公開、情報提供、個人情報開示の開示文書の郵送料が納入通知書により支払えるように改善するとともに、FOIAのように、上述のような反民主主義的な官僚を懲戒処分にすることができる制度を構築すること、再発防止策の策定をすること、職員が何でもかんでも貴会議に意見書を出すよう述べることで自らが対処することを避けるのではなく、本書面の様式によらずとも、書面であれ、口頭であれ、担当課に改善の意見が届いた場合にはこれを最大限考慮して改善するように現場の気風を改善すること、対象文書が千葉県に対する訴訟で重要な証拠となるものである場合や千葉県の不祥事に係るものである場合でも開示を遅らせたり費用を多く請求したりしないようにすることを求める。

以上

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年2月25日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

| | |
|-------|--|
| 意見の内容 | <p>現在、千葉県情報公開条例2条2項三号、千葉県議会情報公開条例2条三号、千葉県個人情報保護条例2条5号ハによる適用除外の規定が定められている。</p> <p>しかし、その規定は、あまりに開示請求権ないし知る権利が侵害されるまでに不当なものである。</p> <p>条例の前文、目的規定、解釈運用の上の尊重規定に鑑みても、その制度趣旨に照らしても、議事録等の作成のために一時的に作成された録音等の電磁的記録を一律に適用除外することは、行政監視をもその目的としている情報公開や個人の権利利益の尊重をもその目的としている個人情報保護の各制度趣旨に反する。</p> <p>実際に、殆どの自治体の条例では、これに相当する規定を有していない。</p> <p>したがって、千葉県情報公開条例2条2項三号、千葉県議会情報公開条例2条三号、千葉県個人情報保護条例2条5号ハによる適用除外の規定を削除すべきである。</p> |
|-------|--|

以上



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年2月25日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☐千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☐千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容

現在、運用上、千葉県情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県議会情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求であれ、それぞれ、千葉県情報公開条例2条2項一号及び二号、千葉県議会情報公開条例2条一号及び二号、千葉県個人情報保護条例2条5号イロ(以下、適用除外規定という)による適用除外の規定が定められている。しかし、その解釈は、あまりに開示請求権ないし知る権利が侵害されるまでに不当に拡大されている。

①現在の運用では、県の文書館、博物館その他の規則で定める施設等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものそのものが開示請求された場合ではなくとも、同じ内容のものであれば適用除外されてしまっている。

実際に、私は、千葉県文書館から、過去の版の情報公開事務の手引等は在庫がなく再販の予定もないとの回答があったことを受けて、審査情報課の窓口業務等で使用するために保有する過去の版の情報公開事務の手引等を開示請求したところ、それらと同じものが文書館で閲覧・複写することができることを理由に適用除外であるとの回答を受けた。

また、②ホームページの掲載情報も適用除外されている。

これらの点につき、他の自治体で画期的な答申を得たことから資料として提出する(資料1)。

千葉県情報公開条例解釈運用基準によると、同条例2条2項一号及び二号は、「一般に容易に入手・利用が可能なのは、開示請求権制度の対象とする必要はない。しかしながら、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判断が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの



」を類型的に行政文書から除いたものである。」、「次に掲げる規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料として又は学術研究用の資料としての価値があるために、特別に管理しているものについては、貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から一般の利用に供されることが適当であり、行政文書から除いたものである。ア 千葉県文書館 イ 千葉県立美術館、ウ 千葉県立中央博物館 エ 千葉県立現代産業科学館 オ 千葉県立関宿城博物館 カ 千葉県立房総のむら 「特別の管理」とは、次のア～エの基準をみたすものをいう。ア 専用の場所において適切に保存されていること。イ 目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。ウ 合理的な理由がある場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。エ 利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。」と説明されている。他の条例の適用除外規定も同様であると解するべきであろう。

① 県の文書館、博物館その他の規則で定める施設等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものを適用除外する趣旨は、それら施設等において管理する資料等も「行政文書」、「公文書」の定義に合致するが、それら施設等がそれら資料を一般の利用に供する目的で管理し、かつ閲覧、複写、貸出等について固有の完結的な方法が決まっているものについては、当該施設等の設置目的、役割に照らして、千葉県情報公開条例、千葉県議会情報公開条例、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求の対象から除外しているものと解すべきである。

そうすると、県の文書館、博物館その他の規則で定める施設等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものそのものが開示請求された場合について適用除外できるものというべきである。

また、文書館によると、来館者が行政資料の閲覧・複写をすることは可能であるが、職員がコピーしたうえで複写物を郵送することはできないとの回答があった。

ましてや、すでに文書館において在庫がなく再販の予定もない行政資料についてまで、開示請求の窓口で使用している手引を開示請求したことに対して適用除外とすることは、条例の趣旨に反する。

実際、私は北海道や沖縄に至るまで開示請求をしたことがあるが、現在のような運用がなされてしまうと、仕事を休んだうえでいわゆる平日の九時五時に遠路はるばる役所にまで訪れて資料を閲覧・複写せざるを得なくなることから、情報公開の制度趣旨に反する。

したがって、県の文書館、博物館その他の規則で定める施設等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものそのものについて開示請求されたわけではない場合には、実施機関として取得・作成した行政文書、公文書として管理しているものを開示請求の対象として特定の上、一般の利用に供されているものと同じ情報である以上、全部開示するという運用をすべきである。

また、文書館は、来館者に郵送料とコピー代を負担させるという条件で、職員がコピーしたうえで複写物を郵送することができるようにすべきである。

もっとも、文書館等において閲覧・複写が可能である文書が請求対象範囲に含まれていた場合は、その旨を、その旨が判明し次第、速やかに請求者に電話や文書等で教示するべきであり、遅くとも決定通知書の時点で請求者に教示するべきである。

② 千葉県のホームページには、一般への情報提供を目的にさまざまな情報が一定の基準により掲載されているが、どのような情報を掲載するかという具体的な判断は、各実施機関及び各部課室等において行われている。そのために、掲載される情報は、ホームページ用に作成されたコンテンツのほか、公表用資料、公表手段としてホームページが選択されたことで掲載されているものなど、その内容や性質がさまざまで、図書館等の施設と同程度と言えるほどの明確な役割や目的があるとは言えない。結果的に、すでにホームページに掲載されている情報に対する実施機関側の認識や把握の度合いによって、千葉県情報公開条例、千葉県議会情報公開条例、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求の対象になるか否かの判断が左右されることも起こり得る。これは相当ではない。

したがって、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」、「県の文書館、博物館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」と同程度に見做してホームページへの掲載情報を適用除外と看做すことは、各条例の趣旨に合致しているとは言えず、開示請求の対象として特定の上、ホームページに掲載されている以上、全部開示するという運用をすべきである。

もっとも、ホームページに掲載されている情報が請求対象範囲に含まれていた場合は、その旨を、その旨が判明し次第、速やかに電話や文書等で請求者に教示するべきであり、遅くとも決定通知書の時点で請求者に教示するべきである。

添付資料

1 答申（町田市行政不服審査会2017年度第3号事件）

以上

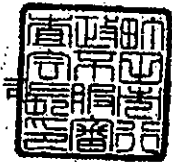
町田市行政不服審査会
2017年度第3号事件
(審査請求人 [REDACTED])

2020年1月15日

答 申

町田市議会議員 若林 章喜 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司



2017年5月2日付け18町市議第55号(2017年度第3号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

[REDACTED]が平成28年10月28日付けで処分庁町田市議会議員に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2016年11月11日付け16町市議第434号の2をもって行った公文書不存在決定処分のうち、第5、4 結論において不当であるとした部分は取り消されるべきであるが、その余を不存在とした処分庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2016年11月11日付け16町市議第434号の2をもって行った公文書不存在決定処分を取り消し、さらに請求対象文書を特定した上で、特定したすべての文書を開示するとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という。)第4条の規定により、平成28年10月28日付け「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「[REDACTED]で今年 [REDACTED]頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切。」を対象とする公文書公開請求を行

った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、2016年11月11日付け16町市議第434号の2「公文書不存在決定通知書」により、請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていないことを理由として、本件処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市議会に対して、本件処分を不服として平成29年1月29日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2017年4月7日付け17町市議第17号「弁明書」により弁明した。

5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、平成29年4月12日付け「反論書」を提出した。

6 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2017年5月2日付け17町市議第55号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2019年5月31日 審議

2019年6月28日 審議

2019年7月26日 処分庁への事情聴取

2019年8月23日 審議

2019年9月27日 審議

2019年11月8日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、次の理由により、処分庁の公文書不存在決定処分を取り消し、さらに請求対象文書を特定したうえで、その全てを公開するとの決定を求めている。

また、公益上の理由による裁量的公開を実施すべきであるとも主張している。

(1) 審査請求書における主張

文書の探索が不十分である。また、対象文書を情報公開条例解釈上の適用除外又は不存在と判断することは違法である。

本件請求の対象となる[]事件の性質から、公開することに公益上の理由がある。

市議会において請求内容に関連する一般質問がされているが、その質問のための事前・事後の協議内容や遣り取りの記録、パネルや配布資料の申請書類、議員や傍聴者への配布資料等も特定すべきである。

(2) 反論書における主張

議会、議長等に宛てて意見書・抗議書・要望書等が、議員や議員団、政党や政治団体、市民や団体等から提出されている可能性がある。また、問い合わせ等があれば、その際に取得作成された文書が存在するはずである。さらに、議員による市議会での質問があれば、テロップやその内容を記録したもの、その申請書類、議員・職員・傍聴者への配布資料、相模原事件に関する電子メール、当該定例会における文書、議長が保有する文書等が存在するはずである。

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、不存在又は文書の特定で審査請求をされた場合、再度、文書を探索するものであり、その作為義務がある。しかし、本件では、弁明書の記載からは何ら探索していない。紙媒体の「その他」の公文書ファイル、電子メールの迷惑フォルダ、ごみ箱フォルダ等を今一度探索すべきである。

2. 処分庁の主張

処分庁は、公文書不存在決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

処分庁では、請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていない。なお、平成28年町田市議会定例会において請求内容に関連する一般質問がなされており、一般質問通告書、一般質問の映像記録、町田市議会会議録に請求内容に関連すると思われる記録が存在する。しかし、これらの記録については、町田市議会ホームページ上で公開しており、また、町田市議会会議録については、加えて議会図書室、図書館、総務部市政情報課においても閲覧に供していることから、本件条例第13条第2項に規定する適用除外に該当する。

第5 審査会の判断

る文書か否かを特定している。本件請求に関しては、 事件発生後に、議員からの調査依頼がなく、実施機関として情報収集等を行う機会はなかったが、議員からの一般質問があったため、実施機関のキャビネット内で一般質問の通告書について探索を行った。

電子文書については、関係機関から通知を収受した場合、総合文書管理システムで決裁・供覧を行い、保存していることから、通常の探索では、同システムを複数のキーワードと日付で検索している。本件請求に関しては、同様の探索を行ったが、該当するものが存在しなかった。また、その他の電子文書が保存されているファイルサーバについても、同様に検索したが該当する文書は存在しなかった。

なお、電子メールについては、当審査会の聴取の時点では、本件請求を受けて適切な探索が行われていたか否か確認できなかったが、追って実施機関から、本件請求に関して、本件請求当時、実施機関内の組織ID、職員個人IDともに探索したが、該当する電子的に保存されている電子メールが存在しなかったとの報告があった。

(3) 実施機関の対応及び判断について

実施機関は、 事件に関連した施策を所管しておらず、また市内の関係施設や関係機関について対応する必要がある業務を所管しているものでもない。関係機関からの通知や連絡は、通常、当該通知等の内容や業務を所管する部課で収受され、必要に応じて庁内や関係機関との情報共有などの対応がなされるが、実施機関はこの範囲に通常は含まれていないと解するのが相当である。

一方、大きな社会問題が起これば、実施機関としての状況の把握や、事案によっては議会としての対応が必要となる場合もあり、議員の問題・課題意識に応じて、議員からの調査依頼がなされることや議会質問等がなされることはあり得る。それらに伴い文書が作成・取得されることになるので、本件請求を受け、実施機関としては事件について調査や情報収集等を特段行わず、組織的な対応も行わなかったことを前提とすると、事件を受けて行われた議会での質疑に関連した文書の探索・特定を行ったことは、不合理とは言えない。

また、事件発生から本件請求が行われるまでの期間に開催された議会は2016年第3回定例会のみであり、当該定例会において本件請求に

関連するものは一般質問が1件あるのみであった。議員の質問前の資料収集や所管課からのヒアリング等が、必ずしも議会事務局を介して行われるとは限らないことを踏まえると、実施機関の文書の特定について、探索によって既に特定されている文書以外に関係文書が存在しないことについて、特段不自然な点があるとは言えない。

電子メールについては、本件請求時点での探索は組織ID、個人IDともに行っているとのことである。また、本件審査請求を受けて再探索した結果、該当する電子メールが確認できないとのことである。前述の通り、実施機関が事件を受けて直接的な対応を必要とする業務を所管しているとは言えず、電子メールによる文書等の收受や関係機関との連絡があったという根拠も見出しにくく、実施機関の判断は妥当である。

3 本件条例第13条第2項の該当性について

(1) 本件条例第13条第2項について

本件条例第13条第2項は「この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館その他これに類する施設において市民に利用に供することを目的として管理している図書、図画等の公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない」と規定している。この趣旨は、実施機関の一部をなす図書館その他これに類する施設が管理する図書、図画等も本件条例第2条第2号の定める「公文書」の定義に合致するが、各施設等が図書等を貸し出すなど一般の利用に供する目的でこれらを管理し、かつ閲覧、貸出等について固有の完結的な方法が決まっているものについては、当該施設等の設置目的、役割に照らして情報公開条例に基づく公開請求権の対象から除外していると解すべきである。

本件条例に関する解釈基準も「図書館等の施設において、一般の閲覧に供し、または貸し出すことを目的として収集、整理、及び保存されている図書、資料類は、当該施設の利用規則等に従い閲覧等を行うこととし、この条例を適用しないものとする」（「情報公開ハンドブック」）としており、同趣旨を示している。

(2) インターネットでの公表について

本件請求では、①一般質問通告書、②市議会の映像記録、③市議会会議録が存在する文書として特定され、これらについては本件実施機関のホームページに、加えて③については議会図書室、図書館、市政情報課

において配架され閲覧可能であることを理由に、本件条例第13条第2項に該当して本件条例は適用除外であると実施機関は判断している。

これらは確かに本件実施機関のホームページで公開されているところである。実施機関によると、②については、過去の議会運営委員会で4年間の保存予定との答弁があったことを踏まえて、最低4年は公表しサーバ容量の残量を見て削除する運用が行われ、2014年に2008年の映像データを削除したのを最後に、削除実績はないとのことであった。また、①などのテキストデータについては、お知らせ画面や更新情報以外は削除ないし非公開としない運用を行っているとのことであった。そのため、実態としてインターネットで相当期間公表状態にある。

ホームページには、一般への情報提供を目的にさまざまな情報が一定の基準により掲載されているが、どのような情報を掲載するかという具体的な判断は、各実施機関及び各部課において行われている。そのため、掲載される情報はホームページ用に作成されたコンテンツのほか、公表用資料、公表手段としてホームページが選択されたことで掲載されているものなど、その内容や性質がさまざま、図書館と同程度と言えるほどの明確な役割や目的があるとは言えない。結果的に、すでにホームページに掲載されている情報に対する実施機関側の認識や把握の度合いによって、本件条例に基づく公開請求の対象になるか否かの判断が左右されることも起こり得る。

したがって、本件条例第13条第2項の定める、施設等において「一般の閲覧に供し、または貸し出すことを目的として収集、整理、及び保存されている」場合と同程度にみなして、ホームページへの掲載情報を適用除外とすることは、本件条例の規定の趣旨に合致しているとは言えず、本項に該当することを理由とした不存在決定は妥当ではない。

もっとも、この判断は、請求対象範囲にホームページに掲載されている情報が含まれていた場合は、その旨を請求者に教示することが望ましいことは言うまでもなく、こうした運用を妨げる趣旨ではない。

(3) 議会図書室、図書館、市政情報課での配架について

実施機関は、議会図書室や図書館、市政情報課に会議録が配架されていることを本件条例第13条第2項に該当する理由として挙げている。

確かに、これらの場所で会議録が配架されている事実が認められるが、

本件条例第13条第2項の規定では、議会図書室、図書館、市政情報課の情報コーナーで管理されている当該会議録そのものが情報公開請求された場合について適用除外できると解すべきである。本件請求の場合、議会図書室で管理されているものについて請求されているわけでないことから、実施機関として作成・取得した文書として管理している会議録を公文書として特定すべきであって、本件条例第13条第2項に該当するとして不存在決定したことは妥当ではない。

もともと、請求対象文書が図書館や市政情報課において閲覧等が可能であることを請求者に教示することが望ましいことは言うまでもなく、こうした運用を妨げるものではない。また、実施機関職員が、図書館等で貸し出しを受けた図書等を執務スペースで一時的に保管している場合も、当該図書等は図書館等の施設により貸し出すことを目的に管理等されているものが、その目的に照らして貸し出されているに過ぎないことから、本件条例第13条第2項の適用を受けることは明らかであり、請求対象には当たらない。

4 結論

以上の通りであるから、実施機関の行った不存在決定のうち、これまでの探索で存在が確認された文書である①一般質問通告書、②市議会の映像記録、③市議会会議録に対する決定については、本件条例第13条第2項に該当せず不当である。

第6 付言

ホームページでの公表情報については、本件条例第13条第2項とともに、関連する規定として本件条例第2条第2号ただし書きがあり、公文書の定義該当性の問題もあるので、この際、付言として意見を述べておく。

本件条例第2条第2号では「公文書」の定義を定めているが、ただし書きで「広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的として作成されたものを除く」としており、ホームページでの情報公表は、「その他不特定多数のものに提供(中略)することを目的として作成されたもの」に該当するとも解し得るところである。このただし書きについては、『広報まちだ』や『まちだガイド』など配布することを目的として、また、販売することを目的として作成されたもの(有償刊行物)のように、一般に容易に

入手が可能なものについては、情報公開制度を利用する必要性が乏しいと考えられることから、制度の対象外とする（「情報公開ガイドブック」）と解されている。

『広報まちだ』や『まちだガイド』のようなものは、ホームページにおいてダウンロードできるように提供されていたり、コンテンツのアクセシビリティを確保するためにテキスト化して掲載するなど、頒布手段としてホームページが選択されることもある。しかし、本件条例第2条第2号ただし書きは、公表手段として何を選択したのかによる選別を趣旨としているというより、『広報まちだ』や『まちだガイド』をはじめとする広報や書籍あるいは有償刊行物に類する、公表や販売を目的に一つの完結的な作品として形成されているものを想定していると解すべきである。

したがって、ホームページに掲載されていることをもって直ちに「その他不特定多数のものに提供（中略）することを目的として作成されたもの」と判断することはできない。

なお、ホームページに掲載されている情報が情報公開請求された場合、一般的な運用として、①請求対象範囲のうちホームページに掲載されているものについては請求者に別途教示する、②公開実施段階で教示し入手方法の選択肢が写しの交付以外にあることを周知する、などがあり、こうした運用はむしろ積極的に行われるべきである。

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年2月27日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項

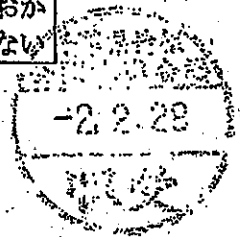
☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容

貴推進会議は、平成30年度第2回の会議において平成30年4月25日付け情報公開制度の運営の改善に関する意見書を審議した。その意見書は、貴審議会の権限に、千葉県個人情報保護条例に基づくものについての苦情申出や制度運営改善の意見に対応することを追加すべきである、というものであった。その審議の際に、審査情報課は、貴推進会議に対して、苦情については実施機関で対応し、個人情報保護制度の運営改善に関する意見については審査情報課個人情報保護班で対応しているとの説明をしている。

しかし、実際には、実施機関においても、審査情報課個人情報保護班においても、ともに、苦情を述べても、苦情として受け付けられず、意見を述べても、何らの改善もなされないという現状がある。そのうえで、知事への手紙を利用するようにと指図する始末である。

たとえば、私が経験した一例を挙げると、病院局経営管理課給与福利班の■■■■氏、審査情報課個人情報保護班の■■■■氏の苦情受付拒否である。両名とも、自己情報の開示に係る手続の対応に関する苦情(立ち合いや電話等による開示文書についての質問には一切答えられないという■■■■氏の対応)は、自己情報の開示に係る手続の対応が個人情報の取扱いとは言えないから個人情報の取扱いに関する苦情には当たらない、■■■■氏に至っては、苦情でさえないとして苦情として受け付けなかった。その■■■■氏の対応について、■■■■氏に苦情を述べても、経営管理課の判断も理由も適法・正当であるとしたうえで、■■■■氏の対応についての苦情も個人情報の取扱いに関する苦情には当たらないとして苦情として受け付けなかった。苦情でさえないという■■■■氏に、ではどういふものなら苦情と認めるのかを尋ねたところ、税金の使い方がおかしいという苦情なら言われたことがあるなどという要領を得ない



ことを述べた。そして、個人情報の取扱いとは個人情報の漏洩や保存期間内の廃棄などに限られるから、自己情報の開示に係る手続の対応に関する苦情は千葉県個人情報保護条例50条に基づく苦情に当たらないと述べた。審査情報課個人情報保護班の■■■■氏も同様の見解であった。個人情報の取扱いとは個人情報の漏洩や保存期間内の廃棄などに限られるものではない。しかし、審査情報課個人情報保護班の■■■■氏は、それらに限られる旨を述べたが後にこれを撤回したが、撤回したにもかかわらず、苦情として受け付けられないとの判断を維持した。さらに、審査情報課個人情報保護班の■■■■氏からは、千葉県個人情報保護条例50条に基づく苦情は、知事への手紙、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法など、千葉県個人情報保護条例50条以外の手続きで対応が可能なものについては適用しないなどという明文の規定を有しない違法な対応がなされた。この点は、行政機関や独立行政法人等の苦情処理制度と決定的に異なっている。立会いや電話等による開示文書についての質問には一切答えられないという■■■■氏の対応は、事実上の不開示決定がなされたとして審査請求が可能であり、行政不服審査法で救済が可能であるから、千葉県個人情報保護条例50条の規定は適用しないとのことであつたが、不開示とされたのではなく、最初から開示文書に記載されていないこと（その点は、■■■■氏も、■■■■氏も、ともに認めている）を訊いたのであるから、それに対して回答を拒否した（文書に書いてあることが全てです、それ以上は一切答えられません、との対応）ことは、明らかに処分に当たらない。処分に当たらないことを処分だと言い張りさえすれば、千葉県個人情報保護条例50条の規定が適用されなくなるというのも、違法である。

それらの電話でのやりとりをしている間に、言ったことを言わなかったことにしたり、回答をはぐらかしたり、それはあなたの意見でしょ？などと住民を蔑視する発言をしたり、総務省の見解は関係がないと悪びれもせず発言したり（国の個人情報の苦情処理制度よりも規定の条文そのものが遅れているのではなく規定の解釈運用が遅れているから、総務省の同様の規定（行政機関個人情報保護法の48条、独立行政法人等個人情報保護法の47条）についての解釈を伝えたものである）、意見や苦情を言った住民を嘘つき扱いしたり鼻で嗤ったりするなど、もう二度と意見や苦情を言いたくなくなるような不適切な対応が見られる。その他にも、政策法務課など、他の実施機関や同一実施機関の他課において類似の対応が散見される。

そうすると、平成30年度第2回の会議において審査情報課が説明したような、苦情や意見に対する適切な対応がなされている現状はないと言うべきであるうえ、ましてや情報公開制度において推進会議を置いたのよりも本来は苦情処理制度がより充実している仕組みであるとも到底言えないものである。

なお、苦情として受け付けられない理由を聞いても、理由が二転三転し、苦情の受付や受付拒否が実施機関や審査情報課個人情報保護班により恣意的になされていることも申し添える。

そして、情報公開についての制度運営改善の意見を審査情報課相談調整班や情報公開班に伝えても改善が見られないことであつ

| | |
|--|---|
| | <p>でも、千葉県情報公開条例27条の2の第2項に基づく意見書を提出すれば改善されたことがあるという実態も併せ考慮すべきである。</p> <p>したがって、貴審議会の権限には、千葉県個人情報保護条例に基づくものについての苦情申出や制度運営改善の意見に対応することを追加すべきである。このような改善をすることこそ、千葉県個人情報保護条例1条、3条の規定、同条例全体の精神、千葉県情報公開条例前文、1条、3条の規定、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条の規定、同条例全体の精神にも合致するものと言うべきである。</p> |
|--|---|

以上

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年2月27日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☐千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☐千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

| | |
|-------|---|
| 意見の内容 | <p>現在、千葉県情報公開条例3条前段では「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重……(中略)……しなければならない。」と規定されている。</p> <p>そして、千葉県は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、……(中略)……個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」という同条後段の規定を濫用することにより、いじめ問題や医療過誤といった不祥事に関する情報など行政にとって不都合な情報を数多く不開示とされてしまっている。同条後段の規定は、その隠蔽を正当化しようとする温床となってしまっているのである。</p> <p>しかし、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」ということ自体は正当ではある。</p> <p>そうすると、住民による行政監視の有効性やアカウントビリテイの観点と個人情報保護の観点との両方に鑑みても、同条前段と後段との均衡を保つために、千葉県情報公開条例3条前段の規定の方を強化すべきである。</p> <p>千葉県議会情報公開条例も同様である。</p> <p>したがって、千葉県情報公開条例3条前段、千葉県議会情報公開条例3条前段の規定を「開示を請求する権利を十分尊重する」から「開示を請求する権利を最大限に尊重する」に改正すべきである。</p> <p>また、千葉県個人情報保護条例3条についても同様に規定すべきである。</p> |
|-------|---|

以上



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年9月24日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号
住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
連絡先電話番号 〕

担当者名
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

- ☐千葉県情報公開条例第27条の2第2項
- ☐千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

| | |
|-------|---|
| 意見の内容 | <p>平成31年4月18日付け情報公開制度の運営の改善に関する意見書で意見した内容が曲解されたことから、改めてここに意見する。なお、議事録作成担当職員に電話でも伝達済みである。</p> <p>令和元年度第2回千葉県情報公開推進会議において苦情として処理するとされてしまったが、苦情では、個別の事案について併合通知を送ることが著しく遅滞したことの苦情を述べているのであつて、制度運用の改善の意見に当たらないことから、両方で処理する必要がある。</p> <p>行政不服審査法により、併合通知の標準処理期間を定めることや同期間を超過した場合にその理由を報告するよう定めることが規定されていないことは承知している。それでも、行政不服審査法は、併合通知について、標準処理期間に相当するものを定めることや同期間を超過した場合にその理由を報告して公表することを特段禁じていない。そして、現に、併合通知の大幅な超過が行われている以上、千葉県として、標準処理期間に類するものを独自に定めたいうえで、同期間を超過した場合には、標準処理期間を超過した場合に理由や事案を報告して公表されているものと同様に、理由や事案を報告して公表すべきである。</p> <p>この内容で意見をしたのであるから、これが苦情であるはずがない。これは制度運用改善の意見そのものである。貴会議は、事務局も含めて、従前から、言葉の意味を曲解することが多く、法的措置を取ることを検討せざるを得ないまでに提出者の権利を侵害していることから、大変な脅威である。今後このようなことが二度と繰り返されぬようお願いばかりであることを申し添える。</p> |
|-------|---|

以上



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年9月24日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

| | |
|-------|---|
| 意見の内容 | 千葉県の公文書管理は、情報公開条例においても適正管理義務が規定されているものの、いまだに公文書管理条例を制定していない。与野党の議員が質問に立たれているらしいが、千葉県の公文書管理は、目を覆わんばかりというべきか、目に余るものがあるというべきか、取得・作成すべき文書を取得・作成しないとか、保存期間満了前の文書を大量廃棄するとか、明らかに開示請求の対象となっている文書を特定漏れするなど、嘘に嘘を重ね、違法に違法を重ねているというべきである。それらに係る情報公開審査会による答申書における付言、被害者による国家賠償請求訴訟の提起等も行われている。このような事態に鑑みても、我が県でも、早急に公文書管理条例の制定に着手すべきである。 |
|-------|---|



